

第 4 8 回議会運営委員会記録

令和 7 年 4 月 1 8 日

【開催日】 令和7年4月18日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午前11時51分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	大井淳一郎
委員	笹木慶之		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	矢田松夫	議員	山田伸幸
議員	吉永美子		

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
議事係長	岡田靖仁	議事係書記	末岡直樹

【審査内容】

- 1 議会基本条例について
- 2 一般質問通告書の変更について
- 3 その他

午前9時30分 開会

宮本政志委員長 おはようございます。ただいまから第48回議会運営委員会を開催いたします。本日の付議事項に関しまして、委員外議員として、吉永議員、山田議員、矢田議員に御出席していただこうと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、どうぞお席にお座りください。

(矢田松夫議員、山田伸幸議員、吉永美子議員 着席)

宮本政志委員長 それでは、本日の付議事項１点目です。議会基本条例についてです。前回までで基本条例の改正についての議論は終わっております。本日は逐条解説の作成に入っていこうと思いますが、事務局から何か説明などがありましたらお願いします

岡田議会事務局議事係長 このたび議会基本条例の逐条解説を作成されるということで、資料１を添付しています。これは基本条例の改正の議論の最初に提出された創政会案です。ただし、この間に議会基本条例の改正をしていただきましたので、その点を反映したものとなっております。資料の詳細を御説明します。まず、解説中の黄色で塗り潰している部分は、創政会から出していただいたときのままでございます。条文を黄色で塗り潰しているところは、この間に改正していただいた部分になります。そして、青色で塗り潰している部分が一部ございますので、個別に御説明します。まず、第２条第１号です。こちらは前回の資料の新旧対照表でお示しした条項ですが、そのときに「より」という文言が改正案から漏れておりましたので、改めて「より」が必要か否かを御判断していただきたいです。次に、第６条の解説です。こちらは「又は審査」という部分を改正しないという結論になりましたので、削除しております。そして、第２６条です。第１項が削除される予定となりましたので、削除しております。このように、青色で塗り潰した部分は、この間改正が行われたことによって当初資料からは変更が生じた部分となっております。説明は以上です。

宮本政志委員長 今、岡田係長から説明がございました。何か聞きたいことなどはありますか。

山田伸幸議員 青色部分には全て横線が入っているんだけど、要するにその部分はもう生かさないということですか。

岡田議会事務局議事係長 そのとおりです。青色の部分で横線が入っているところは、前回以前の議論において削除されることが決定された箇所ですので、当初資料には入っていましたが、ここはもうなくなったということを示すために青色で塗り潰しております。

宮本政志委員長 そのほかに質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第2条の「より」の文言です。第1号は「より市民に開かれた議会であること」ということで、「より」という文言をつけ加えということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういった改正案を調整します。それでは逐条解説に入りましょう。まず、前文についてです。この逐条解説案はもともと創政会から提示していただいていますので、伊場委員から説明と読み上げをお願いします。

伊場勇委員 逐条解説には、条文の意義や要件や効果の説明があります。また、このたびは市民の方にも分かりやすいように語句の説明も逐条解説の中に入れていくということで御理解いただきたいと思います。では、前文の解説としまして読み上げます。「平成12年4月に施行された地方分権一括法により、議会の果たすべき役割と責任は以前にも増して大きくなりました。市民福祉の向上と市の発展のためには、共に市民の信託によって選ばれた議員が構成する合議制の議会と市長がそれぞれの特性を生かして、牽制や協調を重ねながら邁進する必要があります。」。以下は改正前と同じです。改正部分は、先日、基本条例の前文の文言の改正がございましたので、それに伴って、「議員が構成する合議制の議会と市長が」としております。説明は以上です。

宮本政志委員長 伊場委員、解説の全文を読んでください。

伊場勇委員 それでは、その後も読み上げます。「そのために、日本国憲法の理念そして地方自治法に基づき、議事機関として立法、監視・評価、調

査など議会の持つすべての機能を高め、揺るぎない議会制民主主義を確立しなければなりません。また、意思決定機関として、まちづくりの主体である市民の多様な意見を的確に市政に反映させ、その関係を再構築するために、透明性のある議会、市民も参加できる開かれた議会を目指し、市民からより信頼される議会になる必要があります。さらに、議員は選挙で選ばれた市民の代表者であることを自覚し、崇高な政治倫理のもとお互いに研鑽に努め存在価値を高めていかなければなりません。これらのことを実現するため市議会の最高規範としての議会基本条例を制定します。」。

宮本政志委員長　今、伊場委員から逐条解説の内容を読み上げていただきました。文言の簡単な変更など趣旨が変わらない程度のものであれば、後日、私と事務局で修正して最終的には高松議長から承諾を得るという形を取ります。本日は、趣旨が変わらない程度の簡単な文言の変更については、御意見を控えていただけたらと思います。皆さん、今の前文の解説について、御意見等はございますか。

大井淳一郎委員　「議員が構成する合議制の議会と市長が」となっています。議会と市長の順番はこれでいいんです。しかし、以前にも言ったかもしれませんが、合議制の議会に対して、市長は独任制なんです。ですので、正確に言うならば「議員が構成する合議制の議会と独任制の市長がそれぞれの特性を生かして、牽制や協調を重ねながら邁進する必要があります。」のほうがいいと思います。

笹木慶之委員　「市長と議員が」という部分改正ですが、先ほどあったように、文言が適正を欠くと理解しましたので、「議会」と「市長」を入れ替えるということで、解説は適切ではないかと思います。

宮本政志委員長　大井委員は「市長」の前に「独任制の」という文言付け加えという御意見を言われたんですけど、至誠一新会としては、それは必要

なく、伊場委員が説明した内容のままでいいということですか。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）

大井淳一郎委員 私がそう言いましたのは、「議員が構成する合議制の議会と市長」となるので、あたかも市長も合議制のような印象を与えるので、「独任制の市長」とするほうがいいのではないかと述べました。

吉永美子議員 大井委員の発言に賛成します。より市民に分かりやすくするために解説を入れておりますので、「独任制」という文言を入れることによって合議制と独任制があるということをよく理解していただけたらと思うので、私は入れたほうがいいと思います。

伊場勇委員 笹木委員のおっしゃることも十分分かるんですけども、より分かりやすく解説するのであれば、「独任制」の文言を入れてもいいんじゃないですか。

笹木慶之委員 私が申し上げたいことは、議会の基本条例ですからという部分について申し上げましたが、あえて言うならば、それぞれの特性を生かしてという文言の中に独任制という制度がありますので、これを解説に入れることはやぶさかではありません。

宮本政志委員長 分かりました。そうしますと、解説中の「市長」の前に「独任制の」という文言を付け加えるということです。そのほかについて、御意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）どんどん進んでいきますが、意見を言い忘れていた、ここ気になるなどがあれば言っていただいても結構です。それでは、第1条に入りましょう。

伊場勇委員 第1条について、まず語句の訂正があります。「形式的には第33条」と書いていますが、これは「第34条」の間違いです。申し訳ございません。それでは、御説明します。第1条については、「もって」

という言葉を追加することは、皆で話し合った結果でした。解説を読み上げます。「本条は、山陽小野田市議会基本条例の目的が、地方分権時代にふさわしい山陽小野田市議会を実現することにより、全市民の幸せと山陽小野田市の発展に寄与することであることを述べています。また、市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することは、議会の至上命題であることから、本条は他の議会関係の条例を解釈し、運用する場合の指針ともなるものであり、議会基本条例が市議会の最高規範であることを実質的に規定するものです。なお、形式的には第34条で規定しています。」。

宮本政志委員長　ありがとうございます。今の解説について、御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では続きまして、第2条に行きましようか。

伊場勇委員　第2条について、解説を読み上げます。「本条は、議会が活動する上での原則を述べています。地方自治法などで与えられた議会の権限を強化することはもちろんのこと、透明性のある議会、市民に開かれた議会、市民に興味を持ってもらえる議会を実現することを述べています。」。

宮本政志委員長　ありがとうございます。第2条の解説について、御意見等はどうですか。

山田伸幸議員　「市民に興味を持ってもらえる」となっているんですけど、これは「関心」じゃないんでしょうか。第2条第5号に「市民の関心が高まるように」とあるので、それとリンクしているんじゃないかなと思います。

伊場勇委員　おっしゃることはよく分かるんですけども、意味合いとしては、興味を持ってもらわないと関心までいかないと思っているんです。まずは興味を持ってもらって、何をしているんだろうかと、そこから関心が

始まると。意味が大きく変わることはないと思うんですけども、意味合いとしてはということで記載しております。

宮本政志委員長 今、伊場委員、山田議員からそれぞれ「興味」や「関心」という御意見が出ております。このことについての御意見をお聞きします。もしこれら以外にもっと適切であろうという言葉があれば、それを言っていたいただいても結構ですし、山田議員や伊場委員の御意見についての発言でも構いません。

山田伸幸議員 「興味関心」でもいいと思います。

宮本政志委員長 読点を入れずに、そのまま続けて「興味関心」ですか。

山田伸幸議員 どちらでもいいです。要するに、興味というのは感情的なことであって、関心というのは理性的な意味合いを持っているんです。

伊場勇委員 そうですね。今、C h a t G P Tで調べると、関心が先にあって、その後に興味が生まれてくるということが書いてありました。私の考え方はこれとは違っていたということです。私も「関心」でいい気がします。

吉永美子議員 私もそう思います。関心と興味については、前にもいろいろ議論して、条文には関心とありながら、解説でわざわざ興味とするのはなぜなのかと思っていたんです。インターネットで調べると、関心とは物事全体をよく知りたいという気持ちであり、その中の感情の一つに興味が含まれると言えますとあるので、関心のほうがより広いという意味で「関心」がいいと思います。

宮本政志委員長 伊場委員、山田議員、吉永議員の意見をまとめると、「興味」を「関心」に変えても別段問題ないと思うんですけど、皆さん、どうで

すか。

笹木慶之委員 前回いろいろ議論した中で、私は市民に興味を持ってもらって、それから市政に反映できる議会という表現をしたんですけど、この中でまとめていくと、結果的には「市民の関心が高まる」と修正の方向であるわけです。そういう形でいいと思っています。

大井淳一郎委員 調べてみると、興味と関心は感情的か理性的かというところであるようです。興味は感情的に向けられることがあるのに対し、関心は対象全体に理性的に向けられることが多いということで区別できるようです。皆さんの意見をお伺いし、条文に適しているのは関心ということであるのであれば、解説にも「関心」ということで賛同したいと思います。

宮本政志委員長 そうしますと、創政会案の「市民に興味を」を「市民に関心を」に変えるということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほか、この第2条の解説について御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次に行きましょう。第3条です。語句の説明は結構ですので、解説を読み上げてください。

伊場勇委員 第3条は議員の活動原則です。「本条は、議会の構成員である議員が活動する上での原則を述べています。議員は、市民の直接選挙で選ばれた代表者であることを自覚し、市の発展や市民福祉の向上のために積極的な議論によって意思を形成する必要があることを述べています。また、その積極的な議論を行う前提として、市民のニーズをきちんとくみ取ること、議員自身の能力を高めること、一部地域ではなく市民全体の幸福の向上を目指して活動することを述べています。」。その下は、言論の府、二元代表制、合議制についての文言の説明です。

宮本政志委員長 資料は事前にメールで送って確認していただいていますので、

言論の府とか二元代表制とかの語句のところは説明しなくていいですよと言いました。しかし、もし語句の説明が違うというところがありましたら言っていただいても構いません。解説について、御意見等がありますか。

大井淳一郎委員 伊場委員の説明を聞いて、最後のところ、「一部地域ではなく市民全体の幸福の向上」となっていますが、なぜここに幸福という言葉が入ったのか。条文は「福祉の向上」となっていますので、「市民全体の福祉の向上を目指して活動することを述べています。」のほうが条文に対して適しているのかなと思いました。幸福にした理由があれば教えてください。

伊場勇委員 幸福にしたのは、福祉が含まれるもっと大きな考えで幸福という言葉にしたんですけれども、大井議員の言われるように、条文に沿って「福祉」でもよいと思います。

宮本政志委員長 今、大井委員から「市民全体の幸福」を「市民全体の福祉」に訂正したらどうかという御意見がありました。それについて、伊場委員は、「福祉」に変わっても別段問題ないということでした。大井委員の御意見に対して、ほかに御意見はございますか。（「同じです」と呼ぶ者あり）よろしいですね。そのほか、第3条の解説について御意見等ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次に行きましょう。では、第4条です。

伊場勇委員 第4条は会派についてです。「本条は、本市議会が会派制を導入しており、その結成ができることを述べています。また、結成後の責務として、政策立案及び政策提言を行うために調査や研究に努めなければならないことを述べています。会派とは、単なる議員の集まりではなく、理念を共有する議員の集団です。また、議会運営の中心的な役割を果たすものでもあるため、議会運営委員会の委員の選出基準には会派の所属

人数を用いています。会派の存在自体については地方自治法第100条第14項によって認められていますが、具体的な結成要件は地方自治法や会議規則等による規定がないため、本市議会では申し合わせ事項でそれを定めています。」。

宮本政志委員長 御意見等はいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次に行きましょう。第5条です。

伊場勇委員 第5条は会議の公開についてです。「本条は、市民に開かれた議会とするため、本会議と委員会を原則公開とすることを述べています。また、平成20年の地方自治法の改正により、会議規則で規定された協議又は調整の場も公の機関として位置づけられたため、それに該当する全員協議会は本条例中の「本会議のほか委員会等」に含まれます。」。

宮本政志委員長 御意見等はいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局、地方自治法第100条第14号について、令和7年4月1日から地方自治法の改正があったけど、ここは別段変わっていなかったですね。

岡田議会事務局議事係長 現状、4月1日施行のものについても、この部分に関しては特に変更はないと認識しておりますが、念のため、いま一度お調べします。

山田伸幸議員 最後のところが持つて回ったような言い方になっているので、「本会議のほか委員会等に含まれます」で切ったほうがすっきりするんじゃないかなと思いました。

宮本政志委員長 山田議員、冒頭に言いましたように、今の御意見のところが変わっても、趣旨そのものががらりと変わるわけではないと思います。このあたりは私のほうで事務局と調整させてもらっていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかに御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ

者あり）続きまして、第6条です。

伊場勇委員 第6条は、自由討議の保障についてです。「本条は、議会は言論の府であるため、議会の運営に当たっては、議員同士が自由に意見を交わし、議論を重ねる機会が保障されていること、それと同時にその機会を積極的につくる必要があることを述べています。また、議案や請願及び陳情等の審議の際はもちろんのこと、それ以外の所管事務調査事項や懸案事項についても議員間で十分な議論を行って、互いに納得のいく形で合意できるように努力しなければならないことを定めています。」。

宮本政志委員長 御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）何かあったら御意見を言われていいですからね。続いて、第7条です。

伊場勇委員 第7条は、議決事件の追加についてです。「議会の議決すべき事件は、地方自治法第96条第1項では条例の制定、改廃や予算の承認、決算の認定など15項目に限定して規定されています。しかし、地方公共団体の意思決定機関としての議会の機能を強化するという趣旨から、同条第2項では条例で議会の議決事件を追加して定めることができることとされています。本条は、その規定を根拠として議決事件を積極的に追加することを述べています。これにより議会と市長等が市民に対する責任を共に担い、市民の視点に立った計画的で透明性の高い行政を推進することになります。なお、本市議会が追加している議決事件は次のとおりです。（1）山陽小野田市総合計画の基本構想の策定又は改廃に関すること。（2）前号の基本構想を達成するために、施策の大綱に従って施策の目的及び方針を定める基本計画の策定又は改廃に関すること。」。その下は議事機関の説明です。

宮本政志委員長 御意見等はございますか。

矢田松夫議員 第5条に戻ったらいけないですか。

宮本政志委員長　まず第7条を終わらせましょう。

矢田松夫議員　第7条第1号の「策定又は改廃」について、基本計画には政策の変更があり得るわけで、議会はそれについても審議するわけだから、「改廃」の前に「変更」という言葉を入れることはできないですか。

宮本政志委員長　矢田議員、具体例を言ってください。

矢田松夫議員　例えば、基本計画の事業については、毎年度予算に含まれるわけですね。

宮本政志委員長　説明ではなくて、第1号の「山陽小野田市総合計画の基本構想の策定又は改廃に関すること。」をどういう文言にするのかということです。

矢田松夫議員　「策定又は変更又は改廃に関すること」と。

大井淳一郎委員　事務局に確認します。矢田議員が言われる意図はよく分かりますが、変更は「改廃」の「改」に含まれると思うんですが、いかがでしょうか。

岡田議会事務局議事係長　大井委員がおっしゃるとおりです。変更は「改廃」の「改」に当たる部分だと考えます。また、推測ですが、解説では、「なお、本市議会が追加している議決事件は次のとおりです。」とされていることから、その下の文言は該当する条例からそのまま引用しているのではないのでしょうか。

矢田松夫議員　「改廃」の中に変更も入るのであれば、そのとおりでいいです。

宮本政志委員長 そのほかに御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次は第8条です。

伊場勇委員 第8条は議案及び関連資料の公開についてです。ここは変更ございませんが、読み上げます。「議会は、議案及び関連資料を用いて慎重審査を行っていますが、今後は市民が議会で何をどのように審査しているのかを知るためにも本会議のほか委員会等で用いた資料を積極的に公開していくことを述べています。」。

宮本政志委員長 今、説明がございました。御意見等はございますか。

吉永美子議員 どうすればいいかという案を持っているわけじゃないですけど、これまでの解説にはわざわざ「本条は、」と入れていなかったんですが、今回の逐条解説の解説文については、頭に全て「本条は、」を入れていきます。それは入れなくていいのかということです。いかがでしょうか。

宮本政志委員長 必要であれば、「本条は、」を冒頭に入れるということですね。

吉永美子議員 第9条にも入っていないですね。だから、その辺をどうするのか、はっきりしていただきたいと思います。

宮本政志委員長 これは全部の逐条解説に関係してきますけど、「本条は、」が入る、入らないで趣旨そのものが大きく変わることはないので、ここは私と事務局ですり合わせをさせていただいて、最終的には高松議長に判断していただくということでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）矢田議員、さっき第5条のことを言われたけど、少し待ってください。第10条で章が終わりますので、それから第5条の件の御意見をお聞かせしようと思います。

中村議会事務局次長 気になったところがあります。第8条の解説、1行目の中ほどに「今後は」とあるんですけど、条例制定時から議会はずっとこれをしてきていると思うので、ここの文言を少し皆さんで考えていただいたほうがいいかなと思います。

宮本政志委員長 本当ですね。これはもう削除でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）中村次長、ありがとうございました。そのほか、御意見はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、第9条に入りましょう。

伊場勇委員 第9条は政策討論会の開催についてです。「市政に関する重要な政策又は課題に対して、委員会に特化することなく議会全体としての共通認識を図り、政策立案、政策提案及び政策提言を推進していくために政策討論会を開催することを述べています。なお、政策討論会について必要な事項は、要綱で定めています。」。それより下は政策施策、事務事業等の説明です。

宮本政志委員長 御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次に行きましょう。第10条です。

伊場勇委員 第10条は、行政運営の検証についてです。「本条は、行政が実施する施策や事務事業について、目的を明確にしながら議会が住民の視点に立ち、「市民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果はあがっているのか」という観点から事業等の成果を評価・検証を行うことを述べています。また、議会はその評価・検証の結果を市長に明示し、市長はそれを予算に反映させる努力義務を負うという、議会による評価・検証の結果を継続的に行政運営に反映させる仕組みについて述べています。」

宮本政志委員長 御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では矢

田議員、第5条の件をどうぞ。

矢田松夫議員 創政会が出された案の黄色の部分について、字句の修正や意見を求めていると。しかし、最初に委員長が言われたように、趣旨が変わることがないような発言は基本的にはやめてくれということになると、条文の修正を出すとそれはこの場になじまないということなんです。ですから、第5条についても第9条についても、いろいろ意見はあるんだけど、もう意見が言えなくなります。黄色の部分について、いいか悪いか、あるいは、追加するものがあるか、ないかの議論しかできないということになってくるような気がするんだけど、そういうことでいいんですか。

宮本政志委員長 いやいや、そうではありませんよ。例えば、今おっしゃりたいのはどんなことですか。

矢田松夫議員 例えば、第5条については、本会議や委員会を原則公開しますということがあり、これは基本なんですよ。この手段として、インターネット中継等についても逐条解説の中に入れたらどうなのかという意見もあるわけだけど、そうすると条文を変えないといけないことになってくるんじゃないかなと思ったりするんです。例えば、第9条は政策討論会の開催だけど、これは原則として公開するのかどうか。政策討論会を原則公開していくとなると、全体的に条文そのものが変わってくるから、あまり意見が言えないんじゃないかなと思うんです。

宮本政志委員長 説明が足りなかったでしょうか。前回までの議会運営委員会で基本条例の改正関係は一応終了したんです。そして、それを前提として、今日は創政会から出てきている逐条解説案を使って議論しています。創政会の逐条解説案をモデルにして、この条文に関しての解説はこう変更すべきだ、あるいは、ここはもう削除すべきだという議論に入っています。創政会案から趣旨が変わらないような文言の変更、例えば、「で

ある」とか「です」とかに関しては議論しませんと。委員長と事務局で打ち合わせて、最終的には高松議長から承諾を頂くこととすると説明しました。基本条例の逐条解説についての議論だから、創政会案はこうなっているけど、こういう根拠でこうするべきだという御意見は当然言っていたいただいて大丈夫です。矢田議員、大丈夫ですか。（発言する者あり）それでは、第2章まで終わりましたので、ここで暫時休憩しましょう。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開したいと思います。

吉永美子議員 先ほど少し述べましたが、解説の中に「本条は、」と入っているのがほとんどですけど、中には入っていないものもあります。この統一を図っていただきたい。私としては、条文の下に解説は、その条文について解説をしていることが明らかなので、「本条は、」は要らないと思っております。

宮本政志委員長 今、吉永議員から「本条は、」のあるなしのことが出ましたが、これは私が事務局と調整して、最終的には高松議長に確認していただくという流れでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第3章に入ります。第11条、一般質問です。

伊場勇委員 第11条は、一般質問についてです。「本条は、一般質問が議員の権利として保障されていること、そして、一般質問とは何かということ」を述べています。また、市民にとって透明性のある分かりやすい議会にするため、その論点と回答をホームページなどで公開することを述べています。一般質問とは、あくまでも行財政全般にわたって執行機関の疑義をただすものであり、所信の表明を求めるものとするのみならず、

政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものです。なお、本条例以外で一般質問を規定している例規等は、会議規則及び申し合わせ事項です。」。

宮本政志委員長　今の解説について、御意見はございますか。

吉永美子議員　下の２行を削除するのはなぜでしょうか。

伊場勇委員　上に載せているので、下の部分を消しています。

吉永美子議員　これは現在の解説の中にはあるということですよね。市民の目線からすると、「論点と回答はこれを公開します」とは、どのようにして公開しているんだろうと思う人もいると思います。ですので、ホームページなどで公開するという解説があるほうが分かりやすいと思うので、私はこれを残したほうが良いと思っています。（「前半の文言の中で残っていますよ」と発言する者あり）見落としていました。失礼しました。

宮本政志委員長　そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは、次に行きましょうね。第１２条です。

伊場勇委員　第１２条は、反問権についてです。「本条は、論点を明確化して議会審議の充実を図るために、市長等が議員に対しての反問できることを定め、また、その行使の方法を述べています。反問とは、議員の質問や質疑に対して、その論点を整理するため、市長等が議員に逆質問ができる機会を与えるものです。また、その行使に当たっては、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て行う必要があります。」。そして、語句のところは最後の２行が重要だと思いますので、そこだけ読みます。「しかし、本市議会の「反問」は、あくまで議員の質問や質疑の論点を整理するために必要な範囲でのみ問い返すことを認めるものであり、「反論」とは異なるものです。」。

宮本政志委員長 御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次は第１３条です。

伊場勇委員 第１３条は、質疑についてです。「本条は、本会議における議案等の提案時の質疑は議案の疑義を解明するために行い、その内容については委員会において質疑をする機会が設けられているので、あくまで総括大綱的なものにとどめるとともに委員会審査に資するために行うことを述べています。」。その下は質疑と質問の違いについて、語句の説明をしております。

宮本政志委員長 御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第１４条です。

伊場勇委員 第１４条は、第１３条と同じく質疑についてです。「本条は、本会議における委員長報告に対しての質疑は委員長に対して疑義を解明するために行うものであることを述べています。なお、ここでいう質疑とは、委員会審査の経過と結果に対する質疑です。議案の内容に対する質疑は委員会付託前に終結しているので、ここで行うことはできません。また、市長等に対する質疑については、議会が修正案を提出した場合、執行上の問題に限って質疑できることを述べています。これは、修正案を実施することでどの程度の財政負担となるのか、全国的な社会情勢の均衡から問題はないのかなど、執行上問題がないかどうかを審議する必要があるため、その範囲で認められるものです。なお、議案の内容に関する質疑は、委員会付託前に終結しているので、ここで行うことはできません。また、委員長が市長等の答弁を誤って述べた場合、市長等から訂正を求める発言を認めることを述べています。」。

宮本政志委員長 これについて、御意見はございますか。

山田伸幸議員 「なお、ここでいう質疑とは、委員会審査の経過と結果に対する質疑です。議案の内容に対する質疑は委員会付託前に終結しているので、ここで行うことはできません。」というのが上にあって、下から4行目のところにも同じ文章が出てきます。これはどういうことですか。

伊場勇委員 ここで申し上げているのは、委員会の報告に対する質疑についてです。委員会での経過と結果に対する報告があって、その質疑ということです。そして、議案の内容に対する質疑とは、初めて上程されたときには、本会議で質疑をしますので、そこで終結しているという理解でこの文言を入れています。

山田伸幸議員 だから、上の文章と下の文章の違いは何ですか。

大井淳一郎委員 山田議員が言われているのは、解説の4行目に「議案の内容に対する質疑は委員会付託前に終結しているので、ここで行うことはできません。」と書いてあり、その後、下から5行目に「なお、議案の内容に関する質疑は、委員会付託前に終結しているので、ここで行うことはできません。」とあるから、重複しているんじゃないかという指摘だと思います。

宮本政志委員長 創政会の意図は、市民が見たときに分かりやすいということだとして、それをどうするかということですね。

大井淳一郎委員 前段のほうは委員長報告に対する質疑、後段のほうは市長等に対する質疑を想定しています。これらは厳密には違うんですけども、なお書きがあることによってちょっと分かりにくくなっていますので、下のなお書きがあるほうを削ってもいいのではないかと思います。「なお、議案の内容に対する質疑は委員会付託前に終結しているので、ここで行うことができません。」は、市長等に対する質疑を想定していますが、修正案が出された場合の話なので、そもそもあまりないことですね。

宮本政志委員長 委員長報告に対しての質疑と市長等に対する質疑についてということで、同じ文言にはなるけど、創政会はその文言をそれぞれに入れたんですね。これを一つにしたところで逐条解説そのものの内容が変わったり瑕疵があったりすることはないですか。事務局の見解を聞きます。

岡田議会事務局議事係長 今、委員長からお尋ねいただいたことにつきましては、幾つか解決する方法があると思います。例えば、創政会が示してくださっているようにこのまま残す方法があります。また、削る方法もあります。また、例えば、文言が同じということでしたら、それらをまとめて、「〇〇及び〇〇への質疑について、議案の内容に対する質疑は委員会付託前に終結しているので、ここで行うことができません。」などとまとめる方法があります。様々な手法がございますので、どの手法を取るのかを提起していただきましたら、後ほど調整させていただきます。

宮本政志委員長 今、岡田係長が言ったのは、創政会案そのままの方向、一つ削るという方向、それとまとめて最後に入れるという方向ですね。この三つのうちのどれにするかを議会運営委員会が決めたほうが事務局は案をつくりやすいんですけど、御意見はございますか。

大井淳一郎委員 今のお話を聞いて、3番目の方法で調整していただければと思います。

吉永美子議員 私もそのように思いました。だから、まとめたほうがすごく分かりやすいと認識しましたので、大井委員に賛成します。

笹木慶之委員 そもそもこの条文の考え方は3とおりあるわけですよ。まとめて表現する方向で問題ないだろうと思いますから、分かりやすいように表現したほうがいいと思います。

宮本政志委員長 山田議員、矢田議員は、どうですか。（「３番目」と呼ぶ者あり）伊場委員、これに対して御意見をどうぞ。

伊場勇委員 今、皆さんの意見を聞いて、最後にまとめたほうがよろしいかと思いましたが、そのようにお願いします。

宮本政志委員長 分かりました。これはまた私と事務局で調整して、最終的には高松議長に確認していただくということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり。）そのほかにございますか。

高松秀樹議長 この案は創政会案ということなのでお尋ねします。「議案の内容に対する質疑は委員会付託前に終結しているのでは」ということですが、この委員会付託前というのは、まずどこを指しているのでしょうか。（発言する者あり）本会議のことでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議案の提案時という意味ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

大井淳一郎委員 委員長報告に対しての質疑は、あくまでも委員会審査の経過と結果に対する質疑で、議案の内容に対する質疑は最初の本会議でもうやっているのではできないという意味だと思います。

高松秀樹議長 議案提案時の本会議で議案に対する質疑をやっているというお話でしたが、第１３条では「総括大綱的なものととどめます」という文言があります。「総括大綱的」ということは、議案の内容に対する質疑とは違うんじゃないかと思います。つまり、議案の内容に対する質疑は、本会議場ではきちんと行えていないんじゃないですか。議案の内容に対する質疑は委員会でやるものなんじゃないかと思うので、創政会案はそこをどのように捉えているのかと思ひまして、発言しました。第１３条では総括大綱的な質疑をやりなさいと書いているのに、第１４条では議案の内容に対する質疑は本会議場で行っていることになっていると思

います。

宮本政志委員長 今、高松議長から御指摘がございました。ここで暫時休憩します。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 11 時 3 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。今の第 14 条の逐条解説案について、先ほど議長からも少し御意見がございましたけど、委員の皆さん、その点について御意見はございますか。

大井淳一郎委員 先ほど議長から御指摘を頂きました。本会議での質疑は総括大綱的に行うものであることと、委員長報告に対する質疑はどこまでできるかということの整合性のことを言われたと思います。委員長報告に対する質疑はどういったところまでできるかということを明確にしないと、それによってこの内容も変わってくるかなと思っております。委員会審査の経過と経過に対する質疑は、それはそれでいいんですが、議案の内容に対する質疑や委員長報告に対する質疑ができるかできないかによって、この文言が変わってくると思います。最終的に再調整されると思うんですが、委員会の中で合意形成できるよう、この辺の議論をしたいと思います。

宮本政志委員長 今、大井委員から御意見がございました。結果的には私が事務局と調整して、最終的には議長に確認していただき、次回の議会運営委員会で資料として出させていただきますけど、今の大井委員の意見について、皆さんの意見をお聞きしたいです。

大井淳一郎委員 補足します。まず、「議案の内容に対する質疑は委員会付託

前に終結しているので」とあると、本会議で議案の内容に対する質疑をするようなイメージになります。しかし、それでは総括大綱的なものにとどめることと整合が取れないので、ここは違うと思います。委員長報告に対する質疑の範囲について、委員会審査の経過と結果以外に議案の内容に対する質疑ができるかどうかということをまず議論したいと思います。私は、委員長報告に対する質疑だから、委員長報告概要に書かれていること以外のことに対しても質疑ができると思います。その一方で議案の内容自体はどういう意味であったかというような質疑はちょっと違うのかなとも思います。それを踏まえて皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

宮本政志委員長　皆さん、御意見はございますか。

笹木慶之委員　条文そのものは問題ないですが、解説の中での表現と現実に少しそごが生じておるのではないかなという感覚も確かにあります。したがって、その辺りを修正してもう少し分かりやすく表現したほうがいいんじゃないかと思います。付託前の議案に対する質疑の問題と委員長報告に対する質疑の問題は、技術的な問題とそれから具体的な対応策の問題が少しずれているような感じがしますので、それについてやっぱりしつかりもう一度議論したほうがいいんじゃないかと思っています。

宮本政志委員長　議長からの御指摘について、文言の削除という御意見がございましたから、それは皆さんの意見をお聞きしてから調整に入ります。今、大井委員は委員長報告に対する質疑そのものについて言われているんです。委員長報告概要の内容のみなのか、あるいは、それ以外も全て含まれるのかと。大井委員は、委員長報告概要以外のものも含まれるという御意見を言われて、それについて皆さんどう思われますかと投げかけられています。それについての御意見を頂きたいです。

吉永美子議員　大井委員が言われることは、当然だと思います。委員長が審査

の経過と結果を報告するわけですが、それが全てを網羅しているわけではないので、委員長からの報告を聞いて、どのように審査して結果に導かれたのかを疑問に思ったら、そのことについてはどのように審査されたのかという質問をした記憶があります。それは絶対にしてはいけないものでもないし、逆にすべきだと思っています。大井委員の言われるとおりで、経過と結果に対する質疑と書いてあるだけであって、それ以外はできないという認識は全くありません。

伊場勇委員 書き方の問題だと思います。委員会審査の経過と結果に対する質疑、委員長報告に対しての質疑は、委員会で審査しているか、していないか、それが大きく取り上げられているか、取り上げられていないか、そういったことは関係なく質疑自体はできるので、それが分かりやすいように書くべきだと思います。この書き方では誤解を招く可能性もあるかなと思いますので、今すぐに答えは出ませんが、もっと分かりやすく書くべきだと思います。

笹木慶之委員 この表現の中に誤解が生じるような内容がありますので、委員長報告に対する質疑という考え方はやっぱり元に戻して、委員会の中で質問があったものは当然問題として受け止めるということで、それにふさわしい表現になるかどうかはまた別として、修正をかけておきたいと思います。

宮本政志委員長 そうしますと、委員長報告に対する質疑については、皆さんの意見は同じと受け止めたので、私のほうで事務局と調整してみましょう。第13条、第14条の両方をひっくるめてですけど、総括大綱的のことを逐条解説に盛り込んでいくことは、別段必要ないですか。

大井淳一郎委員 なかなか難しいところですけども、可能であれば、第13条の質疑と質問の違いとの前後でもいいんですが、総括大綱的の意味を書ければ、書いたほうが良いと思います。

宮本政志委員長 第14条の逐条解説について、議長からの指摘があつて議論に入っていくと、そもそも総括大綱的な質疑ということをもう少し丁寧に分かりやすく逐条解説に盛り込んだほうがいいかと投げかけさせてもらったら、今、大井委員からは、難しいけど解説に盛り込んだらいいんじゃないかという御意見がございました。ほかの委員の方、どうですか。

伊場勇委員 総括的ということと大綱的ということを第13条で具体的に書かれると、第14条で聞く内容も分かりやすくなるのかなと感じております。

笹木慶之委員 先ほど申し上げたように、表現が曖昧と言ったら言い方が悪いかもしれませんが、なかなか確認しづらい面がありますので、先ほどあったようなものを踏まえて、もう1回きちんと整理したほうがいいんじゃないかと思います。

宮本政志委員長 分かりました。こちらも踏まえて事務局と調整しましょう。

大井淳一郎委員 第14条についてはもう1点あります。市長から修正案が出された場合の執行上の問題についての市長に対する質疑について、ここでも議案の内容に対する質疑云々とあります。ここでの第14条第2項の話は、あくまでも市長に対して修正案が通った場合の執行上の問題について聞くものです。何が言いたいかというと、なお書きはもう要らないと思います。これを入れることによって、あたかも市長等に対して議案の内容に関する質疑ができないように書いてあるけれども、そもそも想定はないんですよ。市長等に対して聞くのはあくまでも執行上の問題であつて、できるできない以前に範囲外ですので、なお書きのほうはのけてもいいと思います。前段のほうは範囲につながりますが、後半は不要と考えるので、再調整していただければと思います。

山田伸幸議員 今までの議論を通じて必要な訂正の方向は見たので、あとはきちんと整理していただければいいと思います。

宮本政志委員長 では、第14条については、事務局と再度調整します。よろしいですね。（「はい」）と呼ぶ者あり）それでは、次に行きましょう。第15条です。

伊場勇委員 第15条は、委員長報告についてです。「本条は、委員長報告の在り方について述べています。本会議における委員長報告は、委員外の議員が意思決定するときの判断材料であると同時に審査状況を市民に知らせるためのものでもあります。そのため、審査の概要と結果だけでなく、その結果に至る論点も分かりやすいものにする必要があります。また、委員長報告概要を議場に配布することを述べています。」。

宮本政志委員長 今、説明がございました。御意見はございますか。

山田伸幸議員 現状、委員長報告概要が委員長報告になっているので、もう少し丁寧な対応が必要ではなかろうかと思います。条文と解説についてはこのままでいいと思います。

宮本政志委員長 そのほかに御意見はよろしいですね。（「はい」）と呼ぶ者あり）それでは、第16条、賛否の公開に行きましょう。

伊場勇委員 第16条は、賛否の公開についてです。本条は、議案に対する議員個人の賛否を明らかにし、議員の政治責任をより一層明確にするため、議案等の賛否を原則として公開することを述べています。」。

宮本政志委員長 ほかに御意見等はございますか。（「なし」）と呼ぶ者あり）それでは、次に行きましょう。第17条です。

伊場勇委員 第17条は、委員会の運営についてです。「本条は、委員会は議案等を審査するだけではなく、市のさまざまな課題に迅速かつ的確に対応するために、委員会の専門性と特性を生かして、その機能を十分発揮するよう運営することを述べています。また、常任委員会においては所管事務調査を、議会運営委員会においては議会の運営に関する事項等の調査を、特別委員会においては付議された事件の審査に係る調査を積極的に行うことを述べています。」。

宮本政志委員長 第17条の逐条解説について、御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、第18条に行きましょう。

伊場勇委員 第18条は、審議における論点情報の形成についてです。「本条は、市長等が提案する重要な政策等について、議会における十分な審議を行うため、市長等に対して6項目の説明を求めることを述べています。これにより、議論の透明性の確保及び論点の明確化が図られ、提出される政策等の信頼性・正当性が高まることが期待されます。」。

宮本政志委員長 今、説明がございました。御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第5章に入りましょう。第19条です。

伊場勇委員 第19条は、市民懇談会の実施についてです。「本条は、市民も参加して共に行動する議会を実現するために行う市民懇談会の実施について述べています。市民懇談会は、市民のところに議会が出向き、テーマに沿って意見や情報を交換する場で、現在は市民の団体等から議会に対して開催を申し込めるだけではなく、議会から市民等に対して開催することもできます。なお、市民懇談会について必要な事項は、要綱で定めています。」。

宮本政志委員長 御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第20条に行きましょう。

伊場勇委員 第20条は、請願者及び陳情者の意見陳述についてです。「本条は、市民が請願者又は陳情者である場合には、議会における意見陳述の機会を保障することを述べています。請願者又は陳情者が市民であり、当該請願又は陳情が議会において取り扱われる場合には、議会でその願意や意見を述べることができます。」。

宮本政志委員長 第20条の解説について、御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第21条に行きましょう。

伊場勇委員 第21条は、参考人制度及び公聴会制度の活用についてです。「本条は、市民、利害関係者、学識経験者等の意見を委員会で述べる機会を積極的に確保し、それらの意見を討議に反映させることで、政策水準の向上を目指すことを述べています。公聴会とは地方自治法第115条の2第1項に規定されている制度で、重要案件の審査を周到に行うために住民や有識者等から直接意見を聴く制度です。参考人制度とは地方自治法第115条の2第2項に規定されている制度で、委員会の審査の充実を図るため利害関係人や学識経験者等の出頭を求め、意見を聴く制度です。地方自治法制定当時は公聴会制度のみが設けられておりましたが、公聴会は開催までの手続等が複雑であり、また、その過程で公示する必要があるなど機動的に活用することが困難です。そのため、平成3年の法改正によって、より簡易な手続で効率的に民意を聴くことができる参考人制度が創設されました。本市議会においても、効率的に民意を聴くために、主に参考人制度を活用しています。

宮本政志委員長 今、説明がございました。御意見はございますか。

吉永美子議員 まず、なぜ公聴会の解説を先にされたかということです。参考人制度及び公聴会制度の活用ということなので、公聴会とはっていうところから入っているから、これは参考人制度を先にしたほうがいいので

はないかと存じますが、いかがでしょうか。

伊場勇委員 ここについては、改正前で考えていたところなので、順序は逆にしてもよろしいかと思います。

宮本政志委員長 吉永議員の御意見に対して、創政会も逐条解説の順番をやり変えてもいいんじゃないかとなっているんですけど、それについて御意見はございますか。

吉永美子議員 もう一つは、当初は「公聴会」という見出しでしたからこうなっているかもしれませんが、「公聴会とは」を「公聴会制度とは」としたほうがより分かりやすいと思いました。

宮本政志委員長 これについては、創政会は別に異論はないですか。

伊場勇委員 「公聴会とは」のところは、「公聴会制度とは」としても問題なかろうと思います。

宮本政志委員長 こちらは吉永議員の御指摘のほうで調整させていただきますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかにはございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次に行きましょう。第22条です。

伊場勇委員 第22条は、附属機関の設置についてです。「本条は、執行機関に限らず、議会においても必要性があれば中長期的な視点から自治体の政策の在り方等を総合的に検討し、政策等を提言していくために学識経験者等が与えられた課題に対して自由に持論を展開できる附属機関を設置することについて述べています。地方自治法上の附属機関とは、行政機関（山陽小野田市では「市長」）の行政執行のために、または行政執行に伴って必要な調停、審査、調査等を行うこととする機関であり、

地方自治法第138条の4第3項を根拠として設置されるものです。地方自治法では行政機関についての附属機関のみが規定されており、議会については設置できる規定がありません。そのため、合議制機関である議会に附属機関を設けることは法の趣旨になじまないという総務省の解釈が示されています。この解釈によると、議会基本条例に基づき附属機関が議会に設けられたとしても、それは条例のみを根拠とした機関となるので、実際に設置する場合には委員の身分や報酬が検討すべき課題となります。以上のような問題がありながらも、条例による議会の附属機関の設置が違法とは言えないこと、事実として議会だけでは判断しにくい事案があること、議会にも相応の政策形成能力が求められるようになったことなどを鑑み、本市議会では附属機関を設置できるようにしています。」。

宮本政志委員長 今、説明がございました。御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第23条に行きましょう。

伊場勇委員 第23条は、議会広聴の充実についてです。「本条は、議会は様々な手法によって得た市民の意見を市政に反映させられるよう、広聴活動に力を入れることを述べています。具体的な議会の広聴活動としては、例えば、第19条の市民懇談会もその一環となります。また、議会報告会を双方向型のカフェ形式にするなど、広聴活動以外の活動に広聴機能を付与するなどの取組も行っています。」。

宮本政志委員長 御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第6章に入ります。第24条です。

伊場勇委員 第24条は、議会報告会の実施についてです。「本条は、市民の代表者の集合組織である議会が説明責任を果たすため積極的に市民のもとに出向き、市民に対して政策提言や常任委員会など議会活動の状況を説明し、また、市政に関する情報を提供する議会報告会を実施すること

を述べています。なお、現在の議会報告会は、議会から説明するだけでなく市民の意見も把握できるカフェ形式で実施しており、議会広聴活動も兼ねた取組となっています。なお、議会報告会について必要な事項は、要綱で定めています。」。

宮本政志委員長 今、説明がございました。御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第25条です。

伊場勇委員 第25条は、情報の公開についてです。「本条は、議会に関する情報の公開を促進するため、上記の9項目にわたってホームページ等において公開することを述べています。」。

宮本政志委員長 御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、第26条です。

伊場勇委員 第26条は、議会広報の充実についてです。「本条は、多様な情報伝達媒体を活用して、多くの市民に議会と市政に関心を持ってもらえるように広報活動に努めることを定めています。」。

宮本政志委員長 ありがとうございます。御意見等はございますか。

大井淳一郎委員 第26条は、せっかく独自の視点からということで改正した経緯がありますので、何らかの形で独自の視点とか分かりやすくしている部分とかの辺を盛り込んだらいいと思います。

宮本政志委員長 分かりました。今、大井委員から御意見がございましたけど、ほかに御意見はよろしいですか。

山田伸幸議員 独自の視点から分かりやすく情報発信をするためということですから、「本条は」の後にその部分を入れたらどうでしょうか。

宮本政志委員長 もう一度言ってください。

山田伸幸議員 もう冒頭に入れてしまうか、「多様な情報伝達媒体を活用して」
以降に入れるのもいいかもしれないですね。

宮本政志委員長 山田議員、一つに絞れますか。

山田伸幸議員 では、後のほうにします。「多様な情報伝達媒体を活用して」
の後に「独自の視点から分かりやすく情報を発信し、多くの市民に」と
つなげたらどうかと思います。

大井淳一郎委員 私も山田議員の言われるとおりでいいと思うんですけど、そ
のままいくと、条文をそのまま書いています。せっかくならば、議会広
聴では事例を出しているので、こちら動画などのいろいろ広報手段の
具体例を幾つか挙げるといいと思うんです。解説が条文そのままになっ
てしまうから、具体的なものを入れるといいと思いました。

宮本政志委員長 そうすると、具体的にどういったものを盛り込むかはまた事
務局と調整します。大井委員や山田議員が言われる方向性でよろしいで
すね。（「はい」と呼ぶ者あり）その変更を踏まえて事務局と調整しま
しょう。事務局、これはいいですか。議会広聴のほうと同じような内容
で少し変更になるけど、懸念事項は別段ないですか。

岡田議会事務局議事係長 懸念事項は、特段ございません。議会の取組を御相
談させていただきながら、文言を調整させていただければと思います。

宮本政志委員長 では、次に行きましょうか。

伊場勇委員 第27条は、政治倫理についてです。前回改正したところでござ

いますので、そのときに削除した文言は消しております。本条は、議員の政治倫理について述べています。議員は、その職権や地位による影響力から、政治倫理を自覚することが求められており、また、政治倫理に基づいて行動しなければなりません。政治倫理の性質とは、政治に携わる者が当然に持つべき職業倫理であり、政治を行う上での行動規範です。これは一般的なモラルとははっきりと区別すべきものです。また、政治倫理に反する行動とは、議員の職権や地位による影響力を利用して私的な利益の実現を求め、または、職務の公正さを損なわせるなど公共の利益を損なわせることなどです。そのため、議員の行動が政治倫理に違反するかどうかは、当該議員の行動が、「単に倫理に照らして責められるものであるかどうか」ではなく、「当該議員の職権や地位による影響力を利用したかどうか」及び「公益を害し、又は不当に私的利を追求するものであるかどうか」により判断すべきものです。」。

宮本政志委員長　今、説明がございました。政治倫理条例の廃止については、基本条例の改正のときにかなり時間を使って議論しておりますので。解説案というか説明について、御意見等はございますか。

大井淳一郎委員　「私的利を迫及」という言葉が引っかかるので、これは調整してみてください。

宮本政志委員長　例えばという御意見を頂けたら助かりますけど。

大井淳一郎委員　「私的利益」でいいと思います。誤植ならそれで結構です。

宮本政志委員長　これで趣旨が変わることはないので、また調整しましょう。そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次に行きましょう。第28条です。

伊場勇委員　第28条は、議員定数についてです。「平成23年4月の地方自

治法の改正により議員定数の法定上限が撤廃され、地方自治体の自主性及び自立性が高まりました。そのことから、本条は、議員定数の条例改正を提案する場合は、単純に他市との比較や行財政改革の視点からではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮の上、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すことを述べています。なお、定数の詳細については、条例で定めています。」。

宮本政志委員長 このことについて、御意見等はございますか。

大井淳一郎委員 「自立性」の「立」は、法律の「律」のほうがいいと思います。これはまた文言を精査していただければと思います。議会の「自律権」の場合は法律の「律」ですけど、ここは地方自治法との文言を見て精査していただければと思います。

宮本政志委員長 事務局、創政会はあえて「立」で案をつくったと思うんですけど、これを法律の「律」に変えたからといって、条例との整合性が取れなくなるなどの心配はないかな。単に漢字を変えるだけで済むことかな。

岡田議会事務局議事係長 「立」が「律」に変わることによって、その単語の意味はもちろん変わってまいります。ただ、それによって条文との間にそごが出てくるかどうかを考えると、それは特段ないものと思われます。

宮本政志委員長 伊場委員、大井委員や事務局の見解を聞いてどうですか。創政会は、あえて「立」で案を出していると思うんです。何か御意見はございますか。

大井淳一郎委員 総務省が出している国会における地方自治法改正の検討事項の資料だと、「自主性・自律性」ということで、法律の「律」でした。

宮本政志委員長 事務局、何かありますか。

中村議会事務局次長 内閣府のホームページを見ますと、平成23年4月、参議院本会議、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律という中では「立」を使っています。これは恐らく地域主権などをおっしゃっているんじゃないかと想像します。

大井淳一郎委員 私は法律の「律」にこだわりましたが、これは議会が主観であれば「自律性」だけど、「地方自治体の自主性及び自立性」となるので、ここは法律の「律」にこだわるものではありません。精査して出していただいたものに従います。

宮本政志委員長 そうすると、創政会案のまま、自立性は、立つ方の「立」でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次に行きましょう。第29条です。

伊場勇委員 第29条は、議員報酬についてです。「本条は、議員報酬の改正については、定数の改正と同様、総合的に判断する必要があるため、参考人制度や公聴会制度などを活用した上で、明確な改正理由を付すことを述べています。なお、議員報酬の詳細については、条例で定めています。」。

宮本政志委員長 第29条の解説の説明がございました。御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。第30条ですね。

伊場勇委員 第30条は、政務活動費についてです。「本条は、政務活動費の

改正も定数及び報酬の改正と同様、総合的に判断する必要があるため、参考人制度や公聴会制度などを活用した上で明確な改正理由を付すことを述べています。また、会派及び会派に属さない議員は、市政に関する調査研究その他の活動に活用するため政務活動費を使用することができ、また、その使途の適正化と透明性の確保、市民への説明責任を負うことを述べています。なお、政務活動費の詳細については、条例、規程、使途基準で定めています。」。

宮本政志委員長 ほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第8章に入って、第31条です。

伊場勇委員 第31条は、危機対応についてです。「本条は、災害等緊急事態の発生時などにおける議会の危機対応について述べています。執行部において災害対策本部が設置されたときなどの緊急事態には、議会においても必要に応じて危機対応組織を設置し、執行部と協力して被害の最小化や迅速な回復に努めます。なお、災害時における危機対応組織に関して必要な事項は、要綱で定めています。」。

宮本政志委員長 今、説明がありました。御意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第32条に行きましょう。

伊場勇委員 第32条は、議会事務局についてです。「本条は、議会の持つ機能を十分に発揮できるよう、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めることを述べています。」。

宮本政志委員長 第32条、今解説の読み上げがありました。御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは第33条です。

伊場勇委員 第33条は、議会図書室についてです。「本条は、議員の政策立案能力の向上を図るとともに、市民が活用できるよう、議会図書室機能

の充実強化と利用促進に努めることを述べています。」。

宮本政志委員長 御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第9章、第34条です。

伊場勇委員 第34条は、他の条例等との関係についてです。「本条は、この条例が山陽小野田市議会における最も基本となる条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならないことを述べています。本条は、形式的に議会基本条例が市議会の最高規範であることを規定しています。第1条と併せて名実ともに議会基本条例が市議会の最高規範であることを規定しています。」。

宮本政志委員長 御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、伊場委員、次よろしいですか。

伊場勇委員 第35条は、条例の見直し等についてです。「本条は、議会基本条例をより実効性があるものとするために、定期的に議会基本条例について研修し、検証し、見直すことを述べています。具体的には、選挙後速やかに全議員に対して研修を行い、任期開始から2年を経過する前頃に再び全議員に対して研修を行い、任期開始の日から2年経過後に速やかに議会運営委員会において検証を行い、その検証によって改正等の必要が生じたときには適切に措置することとしています。」。

宮本政志委員長 説明がございましたが、御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第10章になります。第36条ですね。

伊場勇委員 第36条は、委任についてです。「本条は、その他必要事項については、その内容に応じ、規則、規程、要綱、申し合わせなどで定めることを述べています。」。

宮本政志委員長 説明は終わりました。御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、一とおり終わりました。全体的な御意見がある、あるいは何か付け加え等がございましたら。（「これ以外のことでもいいですか。」と発言する者あり）これ以外のこととは……今は逐条解説のことをやっています。（「全体についてのこと」と発言する者あり）全体ですか。この逐条解説に関係ないなら、その他のときがいいですね。ほかにはございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）そうしましたら、今日の皆さんの御意見等を踏まえて事務局と調整して、次回の議会運営委員会のときに最終的に皆さんの議決を頂きます。付議事項１についてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項２、一般質問の通告書についてです。前回、一般質問の中の休憩の廃止が決まりました。事務局、説明をお願いします。

岡田議会事務局議事係長 それでは、資料２を御覧ください。ただいま委員長に御説明していただいたとおりですが、前回の議会運営委員会におきまして、１人の一般質問中の間の休憩がなくなることを決定していただきました。それにあわせまして、通告書については、これまではどのタイミングで休憩を行うかという指定を行っていたいたんですが、それが不要になったため、その部分を削除しております。説明は以上です。

宮本政志委員長 事務局から説明がありましたけど、質問等はございますか。

山田伸幸議員 ということは、これまであった質問中の休憩はなしということになりますか。

宮本政志委員長 前回で議運決定しましたので、質問中の休憩はなくなりました。付議事項２は、それに伴う一般質問通告書の変更ということです。一般質問通告書の内容は、これでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項３点目、その他に入りましょう。

山田伸幸議員 先日の江藤先生の研修会の中で特に心に残ったことは、「通年議会をなぜやらないのか」という問題提起です。こういったことについてもし議論できるのであれば、今後、機会を設けていただきたいと思います。

宮本政志委員長 今、山田議員から通年議会の件が出ました。確かに研修の中で出ましたね。ほかの議員や会派からも、こういったことを議会運営委員会で一度取り扱ってほしいというものがあれば、集約して議長に相談して、もし諮問を受ければ議会運営委員会で取り扱っていかうとは思いますが。そのほかに何かございますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）事務局、何かございますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）議長、よろしいですね。（うなづく者あり）それでは、第４８回議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前１１時５１分 散会

令和７年（２０２５年）４月１８日

議会運営委員長 宮 本 政 志